

申告は済みましたか？

平成19年分の所得税・町県民税・消費税（地方消費税）・贈与税の申告はお済みですか。期限間近になると申告会場は大変混雑し、待ち時間が長くなります。早めに手続きをしましょう。

申告 期限	所得税・町県民税・贈与税	3月17日(月)まで
	消費税(地方消費税)	3月31日(月)まで

●税務署での申告相談(会場：JA 菊池 菊池中央支所)

午前9時～正午、午後1時～午後4時(土、日、祝日を除く)

問い合わせ 菊池税務署 ☎0968(25)2121

●町での所得税・町県民税の申告相談会(会場：町中央公民館)

午前9時～午前11時、午後1時～午後3時(土、日を除く)

(お受けできない申告もあります)。詳しくは広報おつづ2月号をご覧ください。

消費税の申告もお忘れなく！

日ごろから、納付のための資金を準備し、期限内に確実に納付してください

平成19年分の「消費税の課税事業者」は、次の人です。

- 平成17年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
- 平成17年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成18年中に「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

問い合わせ 菊池税務署 ☎0968(25)2121

平成20年度固定資産税の
縦覧期間が始まります

土地・家屋の評価額を確認することができます

縦覧制度って何？

納税者が自分の土地や家屋の評価額を、他の土地や家屋の評価額と比較することができます。評価額を確認するための制度で、期間や対象者が制限されています。

●期間 4月1日(火)～6月2日(月)

午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

●場所 役場住民税務課

●縦覧の対象者

納税義務者本人のほか、同居の親族、納税管理人、委任を受けた代理人などが対象です。非課税の土地・家屋の所有者や、課税対象額未滿の土地・家屋の所有者や借地人、借家人は縦覧の対象とはなりません。

また、土地(家屋)のみを所有している人は、家屋(土地)の縦覧はできませんのでご注意ください。

●本人の確認をします

納税通知書・運転免許証・健康保険証など、本人と確認できるものをご提示ください。本人以外の場合は委任状などが必要です。

●縦覧は無料です コピーなどによる交付はしません。

手続きはお済みですか？

軽自動車税は4月1日登録車両に課税されます

軽自動車税は、毎年4月1日に登録している車両の所有者に、住所地の市町村から課税されます。

①～③に該当する場合には、3月末までに各機関で必要な手続きをしてください。

- ①他人に車両を譲った(もらった)が、登録を変更しないでいる場合。
- ②すでに死亡している人の名義になったままの場合。
- ③ほかの市町村から転入したが、車検証の住所を変更していない場合。

問い合わせ、手続きは各機関へ

車種	原動機付自転車 (125cc以下)	小型特殊自動車 (農耕車など)	軽二輪車 (250cc以下)	軽三輪・軽四輪車 (660cc以下)	二輪の小型自動車 (250cc超)
手 問 い 合 わ せ 先	役場住民税務課 ☎(293)3117		熊本県軽自動車協会 ☎(369)7920		熊本陸運支局 ☎(369)3188

国民健康保険に加入している65歳以上75歳未滿の人へ

年金から国民健康保険税(国保税)の特別徴収が始まります

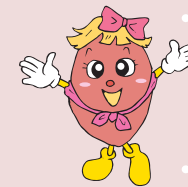
国民健康保険(国保)に加入している人が、65歳以上75歳未滿の人だけの世帯、世帯の世帯主が、要件を満たした場合も、後期高齢者医療制度と同様に年金天引きする「特別徴収」に変更します。

■年金から国保税が特別徴収となる人は

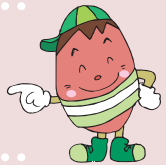
- 国保加入者で世帯主(納税義務者)であること
- 国保加入者全員が65歳以上75歳未滿であること
- 世帯主(納税義務者)の年金の収入額が年間18万円以上であること
- 介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金額の半以下であること
- 介護保険と国民健康保険の納付先が同じ市町村であること

以上のすべてに該当する人です。
該当する人には、4月に決定通知をお送りします。

特別徴収は、4月から8月までは仮の税額で徴収、10月から2月までは、前年(平成19年中)の所得を基に計算します(本徴収といいます)。詳しくは、4月号でお知らせします。



期限内納付と振替期日



●平成19年分確定申告分の納付期限

申告所得税の納付期限

3月17日(月)

消費税と地方消費税(個人事業者)の納付期限

3月31日(月)

納税は税務署の窓口のほか、お近くの銀行(日本銀行歳入代理店)や郵便局などの金融機関でも受け付けています。また、申告所得税、消費税と地方消費税(個人事業者)の納税は、銀行や郵便局の預貯金口座から自動的に振り替える「振替納税」がとても便利です。利用されていない人は、ぜひご利用ください。

●振替納税の振替日

申告所得税の振替日

4月22日(火)

消費税と地方消費税(個人事業者)の振替日

4月24日(木)

なお、納付期限に遅れた場合又は口座振替できなかった場合は、納付期限の翌日から延滞税がかかります。ご注意ください。

問い合わせ 菊池税務署 ☎0968(25)2121

税金
くみ
さら
しな
るを
の

vol.17

住民税務課
☎(293)3117